

庄原市県立広島大学研究開発助成事業実施要領

庄 地 企 第 8 号

平成 17 年 6 月 1 日

第 1 目的

本事業は、県立広島大学に所属する研究者がその所有するシーズを活用して行う本市の農林業をはじめとする産業振興、並びに環境ビジネス、福祉ビジネスに関連する研究開発に対して助成し、その研究開発成果を本市域へ還元することにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

第 2 公募対象とする研究開発課題

本事業の対象とする研究開発課題は、本市の農林業をはじめとする産業振興、環境ビジネス、福祉ビジネスにつながるテーマで、地域資源を活用した商品の開発や実用化、事業化に結びつく実効性があり、以下の要件すべてに該当するものとする。

- 1 事業化・商品化等のための市内の企業・法人・各種団体等具体的な連携・協力先が決定していること。
- 2 研究成果を本市域に還元させることにより、地域の経済活性化等が見込まれること。

第 3 研究開発実施期間

研究開発の実施期間は、2年以内（助成金交付決定の日から次年度の年度末まで）とする。ただし、研究開発実施期間が複数年となる場合は、年度ごとの年度計画に相当する研究成果を中間報告するものとする。なお、2年間の研究開発実施期間において、中間報告に基づき、真に必要と認められる場合は、1年の範囲に限り、研究期間を延長することができる。

第 4 応募者

研究開発課題の応募者（以下「応募者」という。）は、原則、県立広島大学に所属する研究者で、教授、准教授、講師、助教等とする。ただし、県立広島大学に所属する研究者を代表とした他大学等の研究者との共同研究も可能とする。

第 5 研究開発課題提案書の提出

- 1 応募者は、別に定める「研究開発課題提案書」を市長に提出するものとする。
- 2 提案書の提出期限は、別に定めるものとする。

第 6 研究開発課題の決定

市長は、応募のあった研究開発課題について、書類審査及び応募者からの説明を受け、必要に応じて専門機関等の意見を参考にし、助成する研究開発課題を決定するものとする。

第7 研究開発成果の報告等

- 1 助成を受けて研究開発を行う研究者（以下「実施研究者」という。）は、当該事業年度の研究開発成果を市長に報告するものとする。
- 2 市長は、実施研究者が研究開発成果を発表する機会を設け、その成果を公表し普及・活用に努めるものとし、実施研究者はそれに協力するものとする。

第8 研究開発成果の活用等

- 1 実施研究者は、市長が本事業の研究開発成果の普及・活用を図ろうとするときは、これに協力するものとする。
- 2 実施研究者は、研究開発成果を活用した事業化等について、庄原市及び関係機関等と連携し、検討、実施するものとする。

第9 助成金

- 1 市長は、予算の範囲内において、実施研究者に対し本事業の実施に要する対象経費（以下「助成対象経費」という。）について助成金を交付するものとする。
- 2 助成金の額は定額とし、別表第1に定める助成対象経費の全額を助成するものとする。
- 3 1研究開発課題に対する助成金の額は、単年度300万円を限度とする。なお、3ヶ年にわたる研究開発課題の総額は700万円以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、限度額を超えて助成するものとする。
- 4 助成金は、事業年度毎の概算払いとする。

第10 その他

- 1 本事業の助成金交付については、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）の定めによるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

別表第 1

助成対象経費	内 容
1 賃金	日々雇用の単純労務に服する者に対する賃金
2 報償費	研究アドバイザー等に対する謝金等に必要経費
3 旅費	調査、連絡等に要する旅費
4 需用費	研究遂行のための消耗品、印刷製本等に係る経費
5 役務費	研究遂行のための通信運搬、手数料等に係る経費
6 委託料	研究遂行のための設計委託、分析調査等に係る経費
7 使用料及び賃借料	研究を遂行するために必要な機器のリース料、試験 ほ場の賃借料等に必要経費
8 備品購入費	研究を遂行するために必要な機械・機器等 (1)
9 間接経費	研究実施に伴う事務管理費に係る経費

1 本助成事業の購入対象とする備品の範囲は、県立広島大学理事長（学長）がその購入の必要性を認めたものとし、本助成事業により購入した備品は、本助成事業研究期間終了後、速やかに、学内共有機器への寄附を行うことを条件とする。

備品購入費は、1 研究開発課題につき、原則として経費総額の 1 / 4 以内とする。

庄原市県立広島大学研究開発助成事業審査委員会設置要領

庄 地 企 第 1 6 号
平成 1 7 年 6 月 2 4 日
平成 1 9 年 6 月 一 部 改 正
平成 2 0 年 7 月 一 部 改 正
平成 2 3 年 5 月 一 部 改 正
庄 原 市

第 1 設置

庄原市県立広島大学研究開発助成事業審査要領に定める審査委員会として、庄原市県立広島大学研究開発助成事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事務

委員会は、本事業に関する次の事項を所掌する。

- (1) 応募者の説明等に基づく研究開発課題の審査及び助成する研究開発課題候補の選定
- (2) 市長への選定結果の報告
- (3) その他研究開発課題の選定等に必要な事項

第 3 構成委員

構成委員は、別表第 1 のとおりとする。ただし、県立広島大学庄原地域連携センター長、県立広島大学生命環境学部長が本事業へ応募した場合は、当該研究開発課題候補の審査には参加できないこととする。

第 4 委員会

- (1) 委員会に委員長を置き、庄原市事務担当副市長をもって充てる。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

第 5 委員の責務

- (1) 委員は、公正・公平に審査を行わなくてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程において知りえた情報を公表してはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

第 6 審査結果の報告

委員長は、審査結果について、審査後速やかに市長に報告を行うものとする。

第 7 事務局

事務局を企画課に置く。

第 8 その他

本要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長がこれを定める。

別表第 1

No.	役 職 名	備 考
1	庄原市事務担当副市長	委員長
2	庄原市事業担当副市長	
3	(公財)ひろしま産業振興機構理事長	
4	庄原商工会議所会頭	
5	庄原農業協同組合代表理事組合長	
6	広島みどり信用金庫理事長	
7	しょうばら産学官連携推進機構理事	
8	県立広島大学庄原地域連携センター長	
9	県立広島大学生命環境学部長	

庄原市県立広島大学研究開発助成事業審査要領

庄地企第15号

平成17年6月24日

第1 趣旨

庄原市県立広島大学研究開発助成事業（以下「事業」という。）の目的を達成するため、研究開発課題の審査に関し、必要な事項を定める。

第2 審査方法

応募のあった研究開発課題は、別に定める審査委員会が審査を行うものとする。

(1) 第一次審査

次の要件に照らして研究開発課題提案書の審査を審査委員会事務局において行う。

ア 応募者の資格要件が適正であること

イ 事業の目的と整合性がとれているものであること

第一次審査採択課題について、研究成果の事業化・商品化の具体例や連携先企業の有無、事業実施スケジュール、成果の活用方法等の詳細を、応募者からヒアリングを行う。

(2) 最終審査

第一次審査及びヒアリングの結果を基に、審査委員会が、応募者からの説明を受け、最終審査評価項目に基づき、審査を行う。

第3 最終審査評価項目

最終審査における評価項目は次のとおりとする。

研究開発課題の設定

ア 事業の目的との整合性

イ 庄原市の地域特性との整合性

研究開発の背景

ア 提案理由の妥当性

研究開発の内容・目標

ア 新規性・独創性

イ 到達目標の妥当性

ウ 到達目標の達成可能性

期待される効果

ア 庄原地域への寄与・効果

成果の事業化への提案

ア 庄原地域での事業化の可能性

イ 事業化の市場性・将来性

ウ 事業化への具体性

研究所要額

ア 予算の妥当性

第4 継続研究課題ヒアリング

新規採択研究課題のうち、計画期間が2ヶ年にわたる研究課題については、審査委員において、研究初年度の年度末に、研究成果・進捗状況及び2年目の必要性等のヒアリングを行い継続研究の可否を判断する。

第5 その他

本要領に定めるもののほか、研究開発課題の審査等について、必要な事項は市長が別に定めるものとする。